

## 仙台市自転車の安全な利活用推進計画策定委員会設置要綱

(令和元年9月10日 市長決裁)

### (目的及び設置)

第1条 本市における自転車施策に関する基本的な方針等を定める計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等の意見を反映させ、もって本市における自転車施策の推進を図るため、仙台市自転車の安全な利活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する

- 2 委員は、学識経験者、関係団体又は関係機関その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議等)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局生活安全安心部自転車交通安全課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月10日から実施する。  
(既存の要綱の廃止)
- 2 この要綱の実施日を以て、仙台市自転車交通推進会議設置要綱（平成24年5月29日市長決裁）及び杜の都の自転車安全利用推進委員会設置要綱（平成26年1月24日市長決裁）は、廃止する。  
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。